令和2年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置等について

2020/8/11時点の文科省ウエブサイト掲載情報をもとに作成

０．はじめに

令和2年8月11日付「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（2文科教第401号）」において令和2年度に限り適用される代替措置等が示された。

令和2年8月11日付で公布及び施行された規則・決定は次の3つである。

①「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省令第29号）

②「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）

③「令和2年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第2条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）

本通知による改正点は大きく次の2点である。

①介護等体験の代替措置を定め、当該措置を受けた者を介護等体験の免除者とする。

②令和2年度において介護等体験を行う場合に、その実施機会を可能な限り確保する観点から、令和2年度に限り、介護等体験の対象施設を拡大する。

上記の内容について具体的に示された内容は次の5点である。

（1）介護等体験代替措置対象者

（2）代替措置

（3）特別支援学級を置く小学校等における介護等体験

（4）テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験

（5）介護等体験免除者に係る証明書

（6）通常の介護等体験を行う場合の日数の内訳を柔軟に設定すること

■本文書における略記

○介護等体験特例法：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）

○介護等体験特例法施行規則：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）

○改正介護等体験特例法施行規則：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第29号）

○介護等体験免除者に係る大臣決定：「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）

○介護等体験施設に係る大臣決定：「令和2年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第2条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）

○総合教育政策局長通知：「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（2文科教第401号）」

※法令・大臣決定・通知等記載の条文の表記については、本文が横書きであることを踏まえ、原則として算用数字を使用している。

１．介護等体験代替措置対象者

▼総合教育政策局長通知：介護等体験代替措置対象者について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定１に定める「介護等体験代替措置対象者」（令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者）の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。  ア　令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたことについて  本人が令和2年度に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。  イ　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて  令和2年度中は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないこと。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| 問2　介護等体験の代替措置を受けられるのは、どのような人ですか。  答　令和2年度に介護等体験を行うことを希望した（※1）にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受け入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により、介護等体験を行うことが困難（※2）な方を対象としています。なお、学年や在学・既卒は問いません。  （※1）令和2年度において介護等体験を行うことを希望していたことについて  本人が令和2年度に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本としています。その確認のため、介護等体験代替措置完了証明書に署名等をしてもらうこととなっています。  （※2）新型コロナウイルス感染症の影響により介護等体験を行うことが困難であることについて  令和2年度中については、受入施設等から受入が困難であるとの意思表示がない場合でも「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難である」と判断することも可能です。 |

２．代替措置

介護等体験特例法施行規則第3条により、介護等体験を免除される者は次のとおり規定されている。

▼介護等体験特例法施行規則

|  |
| --- |
| （介護等の体験を免除する者）  第3条　特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に**該当する者**とする。  一　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者  二　保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者  三　保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者  四　保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者  五　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者  六　理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者  七　理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者  八　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者  九　社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者  十　義肢装具士法 （昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者 |

　今回の改正介護等体験特例法施行規則により第3条第1項本文中の「該当する者」の範囲が令和2年度に限り拡大された。

▼改正介護等体験特例法施行規則附則第2項

|  |
| --- |
| 2　令和2年度に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中「該当する者」とあるのは「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。 |

「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」として、介護等体験免除者に係る大臣決定で以下の7つのいずれかの単位修得等を行った者が介護等体験免除者として規定された。

（１）特別支援教育に関する科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第1備考第二号の3及び第三号に規定する小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第1備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和2年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| 問5　代替措置として履修する学生のために、新たに特別支援教育に関する科目を開設した方が良いのでしょうか。  答　本代替措置を実施するために、新たに特別支援教育に関する科目を開設することまで求めるものではありませんが、代替措置を希望する学生の状況等を踏まえ、適切な教育環境が確保されることが望まれます。 |

（２）医療関係職種等の養成施設における介護等に関する科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （2）令和2年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者 |

▼介護等体験免除者に係る大臣決定：別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 |  |
|  | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表1 |  |
|  | 保健師助産師看護師法第20条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表2 |  |
|  | 保健師助産師看護師法第21条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3又は別表3の2 |  |
|  | 保健師助産師看護師法第22条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4 |  |
|  | 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定 | 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第3号）別表第1又は別表第1の2 |  |
|  | 理学療法士及び作業療法士法第12条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定 | 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第2又は別表第2の2 |  |
|  | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定 | 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第1若しくは別表第3又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第1若しくは別表第3 |  |
|  | 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定 | 社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4若しくは別表第4の2又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは別表第5 |  |
|  | 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定 | 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第2又は別表第3 |  |
|  |  |  |  |

▼介護等体験免除者に係る大臣決定2

|  |
| --- |
| 課程認定大学等は、1（2）の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

▼総合教育政策局長通知：「（2）介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（7）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。  ① 特例法第1条（趣旨）に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。  ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設（特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの（※））における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」（特例法制定時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達））3（1）①）ことを踏まえ、上記の関連性を判断すること。  ※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等  ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと（中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。）。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| 問4　介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目はどのような科目が対象になるのでしょうか。  答　介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目は、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号第1条）に関する科目である必要があります。判断に当たっては、指定されている施設の種類や、介護等体験が障害者や高齢者等と直接接しない体験等の幅広い体験を含んでいることも踏まえてください。ただし、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象となりませんので、ご留意ください。 |

▼総合教育政策局長通知：（3）介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び2について

|  |
| --- |
| ① 上記（2）に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。  ② 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **③代替措置（2）医療関係職種等の養成施設における介護等に関する科目を1単位以上修得**  問6　対象となる科目はどのように判断すればよいですか。  答　代替措置の対象となる「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目を大学等が認めるに当たっては、施行通知に示す基本的考え方（施行通知中（2）①～③）を踏まえて判断する必要があります。その際、基本的考え方③に関連しては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて大学等にて判断することとなりますので、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できる必要があります。その際、本措置の対象者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれるため、過年度開設分も含めて対象科目名を公表する必要があります。  問7　対象となる科目について、大学等のホームページ等での公表以外に、所属学生向けに特段の周知や連絡を行う必要がありますか。  答　学生に対し、広く介護等体験の代替措置の内容を周知する観点からは、ホームページ等での公表のほか、できる限り丁寧に周知や連絡を行うことが望まれます。 |

（３）社会福祉に関する実習演習科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （3）令和2年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **④代替措置（3）社会福祉に関する実習演習科目を1単位以上修得**  問8　対象となる科目は、どのように周知すればよいですか。  答　学生に対し、広く介護等体験の代替措置の内容を周知する観点からは、ホームページ等での公表のほか、できる限り丁寧に周知や連絡を行うことが望まれます。 |

（４）特総研の免許法認定通信教育の印刷教材の学修レポート

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （4）在学する課程認定大学等において、令和2年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第3備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者 |

▼総合教育政策局長通知：（4）介護等体験免除者に係る大臣決定1（4）について

|  |
| --- |
| ① 介護等体験免除者に係る大臣決定1（4）に定める措置を行おうとする大学等は、別紙1の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出したうえで、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。  ② 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する（レポートを提出させ、その成果を確認する）ことにより行うこと。  ③ 上記レポートの確認に当たっては、1）上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとすること。各項目の記載分量は、それぞれ概ね600～800 字ずつ計1,200～1,600 字程度以上を目安とすること。  上記の確認に当たっては、例えば、別紙2の「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。  ④ 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。  ⑤ 「在学」には、科目等履修生として大学等に「在籍」することも含まれること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **⑤代替措置（4）特総研の免許法認定通信教育の印刷教材の学修レポート**  問9　特に申請などせずに、この措置を講じてよいのでしょうか。  答　施行通知別紙1の「利用許諾条件書」に従って、「同意書兼利用態様届出書」を文部科学省に提出し、文部科学省との契約が成立しなければ、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材の利用による当該代替措置の実施はできません。詳細につきましては令和2年度に限り特例的に行う介護等体験の代替措置の開設手続別ウィンドウで開きますをご覧ください。  問10　大学等の授業科目において、（独）国立特別支援教育総合研究所の印刷資料を使用することは可能でしょうか。  答　本代替措置を実施する場合に限り、大学等の授業科目の一部において特総研の印刷資料を使用することは差支えありませんが、当該印刷教材のみを使用して授業を実施することは認められません。また、授業科目の一部において（独）国立特別支援教育総合研究所の印刷資料を使用する科目を教職課程の科目として新設する場合には、事前に教職課程の変更届を文部科学省に提出することが必要ですので、ご注意ください。  問11　（独）国立特別支援教育総合研究所の印刷教材以外の大学独自の特別支援教育に関する教材等を使用して、レポートを提出させても良いですか。  答　代替措置として認められるのは、本代替措置のために利用許諾を受けた、（独）国立特別支援教育総合研究所の免許法認定通信教育の科目の印刷教材の学修のみです。  問12　提出させるレポートの様式は、指定の様式があるのでしょうか。  答　令和2年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置の開設手続別ウィンドウで開きますに「視覚障害児/聴覚障害児の教育課程と指導法に関する学修報告書（作成例）」としてレポート様式の作成例を提示していますが、1）印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の項目が確認できる様式であれば、必ずしも当該様式を使用する必要はありません。  問13　（独）国立特別支援教育総合研究所の印刷教材2科目（視覚障害と聴覚障害）を学修させて、レポートを提出させても良いですか。  答　2科目とも学修させることは可能ですが、学生にとって、教員免許状取得に向けて過度な負担とならないよう、配慮した上で判断されることが望まれます。  問14　（独）国立特別支援教育総合研究所の印刷教材の利用許諾に関し、事前に提出した同意書兼利用態様届出書と異なる方法で代替措置を実施した場合はどうなりますか。  答　基本的には事前に届け出た利用態様に従って、印刷教材を利用することが必要です。やむを得ない理由により、その利用態様を変更する場合は、速やかに変更後の利用態様を文部科学省に届け出てください。  問15　レポートの評価や指導を行わなくてよいですか。  答　レポートの確認は、1）印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認することは必要ですが、評価や指導は必ず行わなければならないものではありません。  問16　レポートの内容によっては、不合格にすることも可能ですか。  答　1）印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、といった項目が踏まえられていない場合は、合格と認めず、改めてレポートの提出を求めることが考えられます。  問17　レポートの確認を行うのは、教職課程を担当する教職員であれば、授業を担当しない事務職員でも良いですか。  答　そのとおりです。必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はありませんが、当該大学等の教職課程を担当する教職員でなくてはなりません。  問18　レポートの文字数が、規定分量（1:学習の成果：600～800字程度、2:将来の展望：600～800字程度）に達しているか確認する必要がありますか。規定分量に達していない場合、代替措置を完了したと認めてはいけないのでしょうか。  答　レポートの分量はあくまで目安ですが、1）印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、が十分踏まえられているかを判断してください。  問19　（独）国立特別支援教育総合研究所の印刷教材を、学生全員がアクセス可能な学内イントラネット等に掲載して、学生にダウンロードさせても良いですか。  答　印刷教材は本代替措置の実施に必要と認められる範囲で利用することとしておりますので、例えば、代替措置を受ける学生に印刷教材の電子媒体をメール送信する、イントラネット等に掲載する場合でも、該当学生のみがダウンロード可能なようにする、といった方法によって、利用条件が守られるようにしてください。  問20　（独）国立特別支援教育総合研究所の印刷教材に、記載を付加したり、題名を変更したりするなどの加工を行っても良いですか。  答　利用許諾条件書第3条（著作者人格権）に定める変更を加える場合には、あらかじめ文科省に御相談ください。  問21　代替措置が終了した後に、学生に使用した印刷教材を廃棄させたり、廃棄を大学等で確認したりする必要がありますか。  答　必要ありません。 |

（５）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の介護等に関する指定科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （5）令和2年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1以上の科目の履修の認定を受けた者 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

▼総合教育政策局長通知：（5）介護等体験免除者に係る大臣決定1（5）について

|  |
| --- |
| ① 介護等体験免除者に係る大臣決定1（5）に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。  ② 介護等体験免除者に係る大臣決定1（5）に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。 |

（６）免許法認定通信教育の介護等に関する指定科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （6）免許法認定通信教育において、令和2年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が３の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を1単位以上修得した者 |

▼介護等体験免除者に係る大臣決定3

|  |
| --- |
| （1）指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。  （2）文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。  （3）指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。 |

▼通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

▼総合教育政策局長通知：「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（7）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。  ① 特例法第1条（趣旨）に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。  ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設（特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの（※））における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」（特例法制定時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達））3（1）①）ことを踏まえ、上記の関連性を判断すること。  ※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等  ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと（中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。）。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| 問4　介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目はどのような科目が対象になるのでしょうか。  答　介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目は、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号第1条）に関する科目である必要があります。判断に当たっては、指定されている施設の種類や、介護等体験が障害者や高齢者等と直接接しない体験等の幅広い体験を含んでいることも踏まえてください。ただし、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象となりませんので、ご留意ください。 |

▼総合教育政策局長通知：（6）介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）及び3について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙3の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **⑥代替措置（6）免許法認定通信教育の介護等に関する指定科目を1単位以上修得**  問22　代替措置対象科目に指定された場合、開設者自身がその旨を公表する必要はありますか。  答　代替措置対象科目に指定された免許法認定通信教育の介護等に関する指定科目については、令和2年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置別ウィンドウで開きますで公表するため、開設者自身が公表する必要はありません。なお、指定後に開設者自身がホームページ等で公表することは可能です。  問23　大学等内で介護等に関する科目を決定すれば、申請など必要はないのでしょうか。  答　指定科目の開設者は、施行通知別紙3の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行う必要があります。詳細は令和2年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置の開設手続別ウィンドウで開きますをご覧ください。 |

（７）免許状更新講習のうち介護等に関する特定講習18時間以上の履修認定

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （7）免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）であって、文部科学大臣が4の規定により指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者 |

▼介護等体験免除者に係る大臣決定4

|  |
| --- |
| （1）特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。  イ　講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。  ロ　インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。  ハ　令和3年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。  （2）特定講習は、免許状更新講習の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。  （3）文部科学大臣は、特定講習を指定したときは、当該特定講習をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。  （4）特定講習の開設者は、1（7）に定める者になろうとする者が特定講習の受講を求めたときは、当該特定講習の実施に支障のない限り、これに応ずることができる。  （5）特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない。  （6）特定講習の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

▼総合教育政策局長通知：「（2）介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（7）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。  ① 特例法第1条（趣旨）に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。  ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設（特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの（※））における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」（特例法制定時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達））3（1）①）ことを踏まえ、上記の関連性を判断すること。  ※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等  ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと（中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。）。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| 問4　介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目はどのような科目が対象になるのでしょうか。  答　介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目は、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号第一条）に関する科目である必要があります。判断に当たっては、指定されている施設の種類や、介護等体験が障害者や高齢者等と直接接しない体験等の幅広い体験を含んでいることも踏まえてください。ただし、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象となりませんので、ご留意ください。 |

▼総合教育政策局長通知

|  |
| --- |
| （7）介護等体験免除者に係る大臣決定1（7）及び4について  介護等体験免除者に係る大臣決定1（7）に定める特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、別紙４の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| 問24　特定講習の指定申請について、18時間以上の講習を申請する必要がありますか。  答　特定講習の申請は、6時間だけの講習、12時間だけの講習も含め、受講者は複数の大学等の特定講習を組み合わせて、認定を受けることが可能となっております。  問25　大学等内で介護等に関する特定講習を決定すれば、申請など必要はないのでしょうか。  答　特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、施行通知別紙4の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行う必要があります。詳細は令和2年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置の開設手続別ウィンドウで開きますをご覧ください。  問26　特定講習に指定された場合、開設者自身がその旨を公表する必要はありますか。  答　特定講習に指定された免許状更新講習の情報については、令和2年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置別ウィンドウで開きますで公表するため、開設者自身が公表する必要はありません。なお、特定講習の指定後に開設者自身がホームページ等で公表することは可能です。 |

３．特別支援学級を置く小学校等における介護等体験

　介護等体験をできるのは介護等体験特例法施行規則第2条に「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの」と規定されており、特別支援学級での体験はできないことになっている。

　今回の特例措置において、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校に設置される特別支援学級における体験についても、介護等体験施設に係る大臣決定により介護等体験に含めることとされた。

▼介護等体験施設に係る大臣決定

|  |
| --- |
| 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第2条第十号の規定により、同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学 大臣が認める施設については、平成9年文部省告示第187号に定めるもののほか、次に掲げる施設とする。  小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第14-0条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）  附 則  1　この決定は、令和2年8月11日から施行する。  2　この決定は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。  3　この決定は、附則第1項に定める日以後、前項に定める日までに行われた介護等の体験（介護等の体験の一部が当該期間に行われたときは、当該期間に行われたものに限る。）について適用する。 |

▼総合教育政策局長通知

|  |
| --- |
| （9）介護等体験施設に係る大臣決定について  ① 今回、令和2年度に限り介護等体験の対象施設に加える小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）のうち、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するもの（以下「通級による指導を行う小学校等」という。）とは、基本的には、通級による指導を受ける児童生徒が在学する小学校等を指すこと。  ② その際、通級による指導の実施形態としては、（1）児童生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、（2）他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、（3）通級による指導の担当教員が該当する児童生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられるが、自校通級及び他校通級の児童生徒を受け入れる小学校等についても、対象施設として差し支えないこと。  ③ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等で介護等体験を行う場合には、特別支援学級又は通級による指導に関する体験を含むこと。具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒との交流等の体験のほか、当該児童生徒と直接接しなくても、特別支援学級の学級経営や当該児童生徒の個別の支援に関する業務といった、当該学校の教職員に必要とされる業務の補助など、幅広い体験が想定されること。  ④ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等において行われる上記のような体験を含む教育実習についても、介護等体験として、その期間に算入できること。 |

◎Q＆A（特別支援学級を置く小学校等における介護等体験・テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験（令和2年度限り））

|  |
| --- |
| **特別支援学級を置く小学校等における介護等体験（令和2年度限り）（共通）**  **①総論Ｑ＆Ａ**  問1　令和2年度に通常通りの介護等体験を行うことはできますか。  答　地域の状況等によっては、令和2年度において介護等体験を行うことができる場合があると考えられます。その実施機会を可能な限り確保する観点から、介護等体験の対象施設を拡大したり（令和2年度限り）、テレビ会議システム等を利用する遠隔による体験も可能としたり（令和2年度限り）しています。  問2　どのような学校が、今回の措置で対象施設に加わるのでしょうか。  答　特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等が介護等体験の対象施設として追加されました。通級による指導を行う小学校等は、基本的には通級による指導を受ける児童生徒が在学する小学校等が対象となりますが、通級による指導を受ける児童生徒が在学しない他校通級の児童生徒を受け入れる小学校等についても、対象施設に含まれます。  問3　特別支援学級を置く小学校等で教育実習を行う際に、介護等体験としてもその日数を算入したい場合、通常の教育実習に加えて行う内容が増えるのでしょうか。  答　特別支援学級を置く小学校等で教育実習と介護等体験を併せて行う場合、特別支援学級又は通級による指導に関する体験を含むことが必要です。具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒との交流等の体験のほか、当該児童生徒と直接接するわけではないが、特別支援学級の学級経営や当該児童生徒の個別の支援に関する業務といった、当該学校の教職員に必要とされる業務の補助など、幅広い体験が想定されます。  問4　特別支援学級を置く小学校等で教育実習を行う際に、介護等体験としてもその日数を算入したい場合、7日間全ての介護等体験を教育実習から算入してもよいでしょうか。  答　特例法制定時の施行通達（※）3（1）③においては、体験の期間について、「7日間の内訳については，社会福祉施設等5日間，特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと」としていますが、このような教育実習を介護等体験の期間に算入する場合には、その日数を7日間としても問題ありません。  （※）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達）  問5　長期休業期間中など児童生徒が登校しない期間中でも、介護等体験を行うことはできますか。また、特別支援学級の児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒に直接接しない体験も介護等体験になりますか。  答　特別支援学級を置く小学校等における介護等体験としては、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒との交流等の体験のほか、当該児童生徒と直接接するわけではないが、特別支援学級の学級経営や当該児童生徒の個別の支援に関する業務といった、当該学校の教職員に必要とされる業務の補助など、幅広い体験が想定されます。このため、児童生徒が登校しない期間中でも、介護等体験を行うことは可能です。  問6　教育実習の期間中、特別支援学級や通級による指導と関係ない内容しか体験しなかった日は、介護等体験の日数に算入できますか。  答　特別支援学級等と関係ない内容しか体験しなかった日については、介護等体験の日数に算入することはできません。  **②学生等向け**  問7　小学校等で教育実習を行うので、その日数を介護等体験としても算入してほしいのですが、具体的にどこに相談すればよいですか。  答　特別支援学級を置く小学校等で介護等体験を行うかどうかは、まず受入側である学校・教育委員会の意向や状況を踏まえた上で、受入側・送り出し側の両者で相談することが考えられます。大学等を通じて受入調整をされる場合は、大学等に相談してください。個人で申し込む場合は、教育実習の受入調整の窓口となっている学校や市町村教育委員会に相談してください。  **③大学等向け**  問8　学生に特別支援学級を置く小学校等で介護等体験を行わせたいのですが、どこに相談すればよいですか。  答　受入調整は各地域の事情に応じて行われます。教育実習と併せて介護等体験が行われる場合は、教育実習の受入調整の窓口となっている学校や市町村教育委員会に相談することが考えられます。  **④教育委員会向け**  問9　特別支援学級を置く小学校等で、介護等体験を受け入れることが望ましいのですか。学生が特別支援学級を置く小学校等で教育実習を行う場合は、必ず介護等体験としても扱わないといけないのですか。  答　特別支援学級を置く小学校等で介護等体験を行うかどうかは、まず受入側である学校・教育委員会の意向や状況を踏まえた上で、受入側・送り出し側の両者で相談することが考えられます。教育実習に併せて必ず当該学校の特別支援学級で介護等体験を行う必要はありません。  問10　受入調整をする場合、窓口になるのは、市町村教育委員会でしょうか、学校でしょうか。  答　受入調整は各地域の事情に応じて行われます。教育実習と併せて介護等体験が行われる場合は、教育実習の受入調整と併せて行うことが考えられます。  問11　介護等体験を終了した学生に証明書を発行するのは、学校長でしょうか、市町村教育委員会でしょうか。  答　介護等体験に関する証明書は、介護等体験を行った学校又は施設の長が発行することとされているため、学校長が発行することになります。 |

４．テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験

▼総合教育政策局長通知

|  |
| --- |
| また、従来受入施設に直接出向いて行うとされてきた介護等体験の運用に関し、令和2年度に限り、以下の要件を満たして行う遠隔による体験についても、介護等体験として認めること。  （1）遠隔による介護等体験の要件  ① 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。  ② 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）。  （2）遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項  遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。  ① 介護等体験の実施に当たっては、令和2年4月3日通知において、その実施内容等の留意事項として、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、障害者や高齢者等と直接接しない体験を主として実施することも考えられることや、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられることを示しているところであるが、障害者や高齢者等と直接接しない体験としては、例えば、テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。  ② 大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。 |

◎Q＆A（特別支援学級を置く小学校等における介護等体験・テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験（令和2年度限り））

|  |
| --- |
| **テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験（令和2年度限り）**  **⑤総論Ｑ＆Ａ**  問12　電話等の音声のみよる障害者等との交流は、介護等体験として認められますか。  答　遠隔による介護等体験は、映像・音声を伴う同時双方向型で行われることが必要なことから、音声のみの交流は、遠隔による体験と認められません。  問13　社会福祉施設等の職員を大学に招いて、学生に対し業務説明をしてもらうことは、介護等体験として認められますか。  答　受入施設と学生や大学の教室等との間をテレビ会議システム等により結ぶことが必要なことから、受入施設から職員を招くだけでは、遠隔による体験と認められません。  問14　学生個人がテレビ会議システム等を用いて、社会福祉施設等と遠隔による体験を行うことはできますか。  答　可能です。  問15　テレビ会議システム等を利用する介護等体験を、1日1～2時間、7日間行う代わりに、1日5～6時間、2～3日間行うことは、認められますか。  答　介護等体験は法令により7日間とされているため、認められません（テレビ会議システム等を利用して体験した日数を、7日間に算入することは可能です）。  問16　テレビ会議システム等を利用する介護等体験を行う場合、施設職員による業務説明など障害者等と直接交流しない体験も、介護等体験として認められますか。  答　介護等体験は、障害者等と直接接しない体験など幅広い体験が想定されています。ただし、遠隔による体験内容で期待される効果が、対面による体験内容で期待される効果に比べて限定的となる場合があることから、障害者等との交流など、できるだけ高い効果が期待される内容を含むことが望まれます。  **⑥受入施設向け**  問17　テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験の要件である「受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）」とは、どのように判断すればよいですか。  答　対面による介護等体験の実施内容で期待される効果に照らして、当該遠隔による体験の実施内容で期待される教育的効果が著しく劣るような場合を除き、受入施設の判断により幅広く介護等体験と認めて差し支えありません。  問18　社会福祉施設で5日間の体験を予定していた学生について、当該社会福祉施設のある地域の状況により、4日目と5日目の受け入れが困難となった場合、4日目と5日目のみテレビ会議システム等を利用して、遠隔で体験を実施することは可能ですか。  答　地域の状況に応じて、体験実施期間の途中から実施方法を変更することは可能です。  問19　令和2年度に通常通りの介護等体験を実施する場合、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられるとのことですが、1日当たり1時間で介護等体験を実施することも可能ですか。  答　文部科学省として基準の時間数を定めてはいませんが、介護等体験を実施する趣旨及び目的が果たされる時間数を確保していただくようお願いします。ただし、体験の日数については必ず7日間以上確保してください。 |

５．介護等体験代替措置完了証明書

▼介護等体験免除者に係る大臣決定

|  |
| --- |
| 5．証明書について  （1）1（1）から（7）までに掲げる者は、免許法第5条の2第1項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ1（1）から（7）までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。  （2）次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。  イ　1（1）から（3）までに定める科目を開設する課程認定大学等1（1）から（3）までに掲げる者  ロ　1（4）に掲げる者の在学する課程認定大学等1（4）に掲げる者  ハ　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所1（5）に掲げる者  ニ　1（6）により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者1（6）に掲げる者  （3）特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。  （4）証明書の様式は、別記様式のとおりとする。 |

▼総合教育政策局長通知：介護等体験免除者に係る大臣決定5について

|  |
| --- |
| ① 介護等体験免除者に係る大臣決定５に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（7）までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで又は（6）に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。  ② 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。  ③ 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとすること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **介護等体験代替措置完了証明書**  **⑧介護等体験代替措置完了証明書**  問27　指定の証明書様式を加工しても良いですか。  答　発行番号を印字するなどの、追記等は可能です。  問28　年度末にならないと単位修得等に関する証明ができません。免許状授与申請手続との関係上、どのように取り扱ったらよいですか。  答　授業・講習等の開設者の判断で、単位等の修得等の見込みの証明書を発行することも可能です（例えば、教員免許状の大学一括申請プロセスなどにおいて発行するなど）。なお、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会の運用では、特に4月から採用予定になっている者は3月下旬の個別申請も受け付けていることから、都道府県教育委員会にも証明書の提出期限を相談するよう学生に御案内ください。  問29　科目の単位修得等の見込みで証明書を発行してもよいのでしょうか。また、学生が当該単位等を修得等できないとなった場合はどのようにすればよいでしょうか。  答　見込みで証明することも可能です。  例えば、卒業年次の後期において、代替措置の対象科目を履修しており、その学修状況等を考慮すれば、当該科目の単位等の修得等が見込まれると大学等が判断することが可能です。  ただし、学生が当該単位等の修得等が困難であると明らかになった場合には、学生が在学する大学等が速やかにその旨を学生本人及び授与権者である都道府県教育委員会に通知する必要があります。 |

６．通常の介護等体験を行う場合の日数の内訳を柔軟に設定すること

▼総合教育政策局長通知

|  |
| --- |
| 5　令和2年度における介護等体験の取扱いについて  地域の状況等によっては、令和２年度において介護等体験を行うことができる場合もあり、この場合の留意事項については、既に令和2年4月3日通知（令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について（通知））により示しているところであるが、大学等においては、学生に対し介護等体験に臨む場合には、自己の感染症対策を徹底するよう促すとともに、受入施設の取組についても十分理解させた上で参加させていただきたいこと。令和2年度に受入施設において介護等体験を実施する場合には、その実施機会を可能な限り確保する観点から、体験の期間について、特例法制定時の施行通達3（1）③において「7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと」とされているところ、令和2年度においては、いずれか1つの施設において7日間の体験を行うなど、日数の内訳を柔軟に設定して差し支えないこと。 |

◎Q＆A（特別支援学級を置く小学校等における介護等体験・テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験（令和2年度限り））

|  |
| --- |
| 問20　社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の体験を予定していた学生が、社会福祉施設での受け入れが困難になり、特別支援学校で7日間の体験を行うこととなりましたが、介護等体験として認められるのでしょうか。  答　文部科学省より、介護等体験に関する特例法の施行に当たり、介護等体験を実施しなければならない7日間の内訳について社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の体験を実施することが望ましいと示していますが、法令上7日間の内訳については規定されておりませんので、特別支援学校のみで7日間の体験を行ったとしても、証明書が発行されれば介護等体験として認められます。 |

▼介護等体験特例法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （[教育職員免許法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=)の特例）  第2条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての[教育職員免許法第5条第1項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40%91%e6%8c%dc%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)の規定の適用については、当分の間、[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。  ▼委任 | | |
|  | ○「7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間」＝介護等体験特例法施行規則第1条  （介護等の体験の期間）  第1条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。 |  |
|  | | |

▼平成9年11月26日文教教第230号文部事務次官通達

|  |
| --- |
| 3　留意事項  （1）介護等の体験の内容等について  ③　介護等の体験の期間については、7日間を超えて介護等の体験を行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと。 |

以　上